

令和8年4月19日執行

清須市議会議員一般選挙資料

## 選挙公営の手引き (自動車、ビラ及びポスター)

清須市選挙管理委員会

## はじめに

清須市議会議員一般選挙について、候補者の選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費は、一定の条件の範囲内で公費負担できるとされており、これらの経費の支払については様々な手続が定められています。

この小冊子は、令和8年4月19日執行の清須市議会議員一般選挙において、公営の適用を受けようとする場合、候補者・事業者等の方々が行わなければならぬ手続について記述するとともに、各種公営関係の届出用紙及び記載例等が綴ってあります。

なお、この小冊子では法令等の用語について、次のように略称を使用しておりますのでご注意ください。

法：公職選挙法（昭和25年法律第100号）

条例：清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例（平成17年清須市条例第21号）

市長：清須市長

市選管：清須市選挙管理委員会

# 令和8年4月19日執行の清須市議会議員一般選挙における候補者1人当たりの公費負担の対象とその限度額

	区分		限度額	※	
1 選挙運動用自動車	① 一般運送契約 (ハイヤー方式)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る。）	各日について 64,500円	①の契約と②の契約は選択	
	ア 自動車借入契約 (レンタル方式)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る。）	各日について 16,100円		
	イ 燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	53,900円 (7,700円×7日)		
	ウ 運転手雇用の契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額（同一の日について1人に限る。）	各日について 12,500円		
2 選挙運動用ビラ・ポスター	当該候補者を通じて、作成単価に作成枚数を乗じた金額 なお、作成単価及び作成枚数の限度は、それぞれ以下のとおり				
	(1) 作成単価の限度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビラ 1枚当たり8円38銭</li> <li>・ ポスター 3,543円（1円未満の端数があるときは切上げ）</li> </ul> $\frac{316,250\text{円} + 586\text{円} 88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数 (107)}}{\text{ポスター掲示場数 (107)}} = \text{作成単価の限度}$				
	(2) 作成枚数の限度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビラ 2種類のビラを通じて4,000枚</li> <li>・ ポスター 107枚（ポスター掲示場数）</li> </ul>				

## ○ 無投票となった場合の取扱い

- 1 選挙運動用自動車の使用については、告示日1日の使用分が公費負担の対象となります。
- 2 選挙運動用ビラ・ポスターの作成については、有投票、無投票にかかわらず、作成費が公費負担の対象となります。

※ ただし、1、2とも告示日までに契約が締結されたものに限ります。

## 目 次

1	選挙公営の要点	1
2	選挙運動用自動車の使用の公営	2
	(2の1) ハイヤー方式	2
	(2の2) レンタル方式	4
3	選挙運動用ビラの作成の公営	7
4	選挙運動用ポスターの作成の公営	10

### 公営関係届出等用紙記載例

○	選挙運動用自動車関係	13
○	選挙運動用ビラ関係	26
○	選挙運動用ポスター関係	31

### 各種契約書の書式例に係る記載例

○	選挙運動用自動車賃貸借契約書（例）	37
○	選挙運動用自動車燃料売買契約書（例）	38
○	選挙運動用自動車運転手雇用契約書（例）	39
○	選挙運動用ビラ作成請負契約書（例）	40
○	選挙運動用ポスター作成請負契約書（例）	41

## 1 選挙公営の要点

### (1) 必ず有償契約を締結しなければならないこと。

公営の適用を受けようとする候補者は、それぞれの事業者等と有償契約（消費税及び地方消費税は内税扱い）を締結し、市選管に届け出なければなりません。なお、無償の場合は、公費負担の対象となりません。

### (2) 公営が適用される額には、全て一定の限度額があること。

公費負担の限度額については、個々の契約ごとの限度額と、候補者1人当たりの限度額の両方が定められています。この限度額を超える額については、公費負担の対象となりません。

なお、契約した額が公費負担の限度額を下回る場合には、その契約した額が公費負担となります。

### (3) 必ず所定の手続をしなければならないこと。

公営が適用される場合、市長は事業者等からの請求に基づき、候補者が支払う金額の一定額を事業者等に支払うこととされていますが、この経費の支払には一定の書類が必要ですので、必ず所定の手続をしなければなりません。

なお、手続はおおむね次の流れで行い、届出等に係る書類には、契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、契約書に押印した印鑑を使用してください。

種 別	提出先等	期日等
1 各種契約届出書 (1) 立候補届出前の契約	候補者→市選管	立候補の届出後3日以内に
(2) 立候補届出後の契約		契約後直ちに
2 各種確認申請書	候補者→市選管	契約の届出と同時に
3 各種確認書	候補者→事業者等	市選管から交付後直ちに
4 各種使用(作成)証明書 (1) 使用証明書(自動車、燃料、運転手) (2) 作成証明書(ビラ、ポスター)	候補者→事業者等	契約履行後直ちに (選挙期日又はその前日)
		納品後直ちに
5 請求書	事業者等→市長	選挙期日後5日以内に

### (4) 候補者に係る供託物が没収されないこと。

候補者に係る供託物が没収される場合は、公営の適用を受けることができません。供託物の没収は、候補者の得票数が一定の数（これを「供託物没収点」といいます。）に達しないときとされ、次の計算式により算出します。また、このほか候補者が当該候補者であることを辞した場合等も没収されます。（法第93条第1項）

$$\text{供託物没収点} = \frac{\text{有効投票の総数}}{\text{議員定数 (21)}} \times \frac{1}{10}$$

※ 有効投票の総数：各候補者の得票数を全て加えた数（按分がある場合で、按分の際に切り捨てた票数がある場合又はいずれの候補者にも属しない票数がある場合はこれらも加えた数）

## **2 選挙運動用自動車の使用の公営**

契約の形態には、(2の1) ハイヤー方式（自動車、燃料代、運転手の全てを含む契約）と、(2の2) レンタル方式（自動車の借り入れ、燃料の供給、運転手の雇用についてそれぞれ個別に契約）とがあります。同じ日にこの両方の契約をする場合には、候補者の指定するいずれか1つの契約が公営の対象となります。(条例第4条第2項)

なお、選挙運動用収支報告書には、選挙運動用自動車の使用のために要した費用を計上する必要はありません。(法第197条第2項)

### **(2の1) ハイヤー方式**

#### **(1) 公営の適用条件**

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用自動車の使用に関し、公費負担となります。(条例第2条第1項)

#### **(2) 公営の適用対象**

道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（一般に「タクシーカンパニー」と呼ばれているものです。）と有償契約（この契約を「一般運送契約」といいます。）を締結し、選挙運動用自動車（営業用ナンバーであること。）を使用するときは、1日に1台64,500円の範囲内で公費負担となります。

なお、一般運送契約により1日に2台以上の選挙運動用自動車を使用するときには、候補者はいずれか1台を指定しなければなりません。(条例第4条第1項)

#### **(3) 手続の流れ**

ア 候補者は、一般運送契約を締結したときはその旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後3日以内に）**選挙運動用自動車の使用の契約届出書**（13ページ）に**契約書の写し**を添えて市選管に届け出なければなりません。

イ 候補者は、選挙運動用自動車を使用したときは、**選挙運動用自動車使用証明書**（14ページ）を作成し、運送事業者に提出しなければなりません。

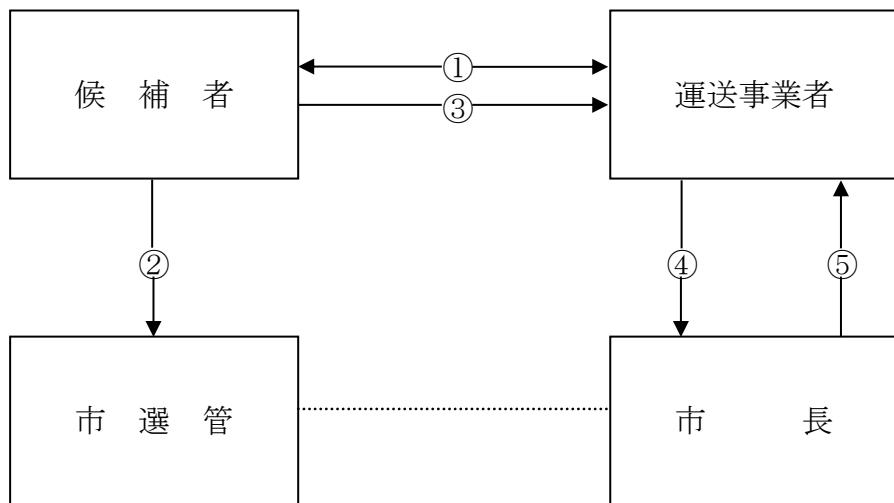
ウ 運送事業者は、**選挙の期日後5日以内**に市長宛に所定の経費を請求してください。この場合、**請求書・請求内訳書**（15・16ページ）に、**選挙運動用自動車使用証明書**（イで候補者が作成したもの）を添付しなければなりません。

ただし、供託物が没収される候補者のものについては、市長に請求することができません。

エ 市長は、運送事業者から請求されたときは、運送事業者に所定の経費を支払います。

以上の流れを図に表すと、次のようになります。

## 選挙運動用自動車の使用の公営の流れ（ハイヤー方式）



順序	事項	提出先等	必要書類等
①	有償契約の締結	候補者と事業者	契約書の作成
②	①の契約をしたことの届出	候補者から市選管へ	契約届出書 契約書の写し
③	使用証明書の提出	候補者から事業者へ	使用証明書
④	公費負担の請求	事業者から市長へ	請求書 請求内訳書 使用証明書
⑤	経費の支払	市長から事業者へ	

(注) 供託物没収となった候補者のものについては、運送事業者は④の請求をすることができません。

## (2の2) レンタル方式

### (1) 公営の適用条件

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用自動車の使用に関し、公費負担となります。(条例第2条第1項)

### (2) 公営の適用対象

前記(2の1)(2)でいう一般運送契約以外の契約を締結し、選挙運動用自動車を借り入れ、燃料の供給を受け、又は運転手を雇用するときは、それぞれ次の額の範囲内で公費負担となります。(条例第4条第1項)

なお、候補者と生計を一にする親族(当該契約に係る業務を業として行う者を除く。)と契約する場合は、公費負担となりません。(条例第3条第1号)

#### ア 選挙運動用自動車の借り入れ

選挙運動用自動車を借り入れる有償契約(この契約を「自動車借入契約」といいます。)を締結し、選挙運動用自動車を借り入れるときは、1日1台16,100円の範囲内で自動車借入代が公費負担となります。

なお、1日2台以上自動車借入契約により選挙運動用自動車を借り入れるときにあっては、候補者はいずれか1台を指定しなければなりません。

#### イ 選挙運動用自動車の燃料の供給

選挙運動用自動車の燃料の供給に関する有償契約を締結し、燃料の供給を受けるときは、7,700円に立候補の届出をした日から選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た額(告示日に届けた場合、7,700円×7日=53,900円)の範囲内で燃料代が公費負担となります。(1日ごとの限度額ではありません。)

#### ウ 選挙運動用自動車の運転手の雇用

選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する有償契約を締結し、運転手を雇用するときは、1日1人12,500円の範囲内で運転手の報酬の額が公費負担となります。

なお、この契約で1日に2人以上の運転手を雇用するときにあっては、候補者はいずれか1人を指定しなければなりません。

### (3) 手続の流れ

ア 候補者は、それぞれ有償契約を締結したときは、その旨を直ちに(立候補者の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後3日以内に) **選挙運動用自動車使用の契約届出書** (13ページ)に**契約書の写しを添えて**市選管に届け出なければなりません。

イ 候補者は、公営の適用を受けようとする燃料代について、公費負担の範囲内であることの確認を受けるため、燃料供給事業者ごとに**自動車燃料代確認申請書** (19ページ)を市選管に提出しなければなりません。市選管は、この申請に基づき公営の適用される金額まで**自動車燃料代確認書**を交付します。

ウ 候補者は、市選管から**自動車燃料代確認書**の交付を受けたときは、直ちにこれを燃料供給事業者に提出しなければなりません。

エ 候補者は、選挙運動用自動車を借り入れ、燃料の供給を受け又は運転手を雇用したときは、**選挙運動用自動車使用証明書** (14・20・23ページ)を自動車にあっては運送事業者等ごとに、燃料にあっては燃料供給事業者ごとに、運転手にあっては運転手ごとに作成し、提出しなければなりません。

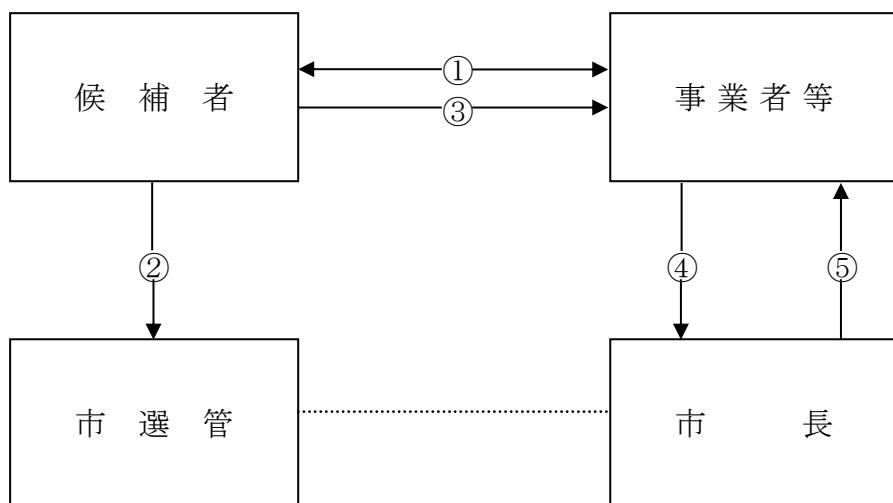
才 各契約事業者等は、**選挙の期日後5日以内**に市長宛に所定の経費を請求してください。この場合、**請求書・請求内訳書**（17・18・21・22・24・25ページ）に、**選挙運動用自動車使用證明書**（エで候補者が作成したもの）を添付しなければなりません。また、燃料代の請求の場合は、自動車燃料代確認書（ウで市選管から交付を受けたもの）及び給油伝票の写しの添付も必要です。

ただし、供託物が没収される候補者のものについては、市長に請求することができません。

カ 市長は、各契約事業者等から請求されたときは、各契約事業者等に所定の経費を支払います。

以上の流れを図に表すと、次のようにになります。

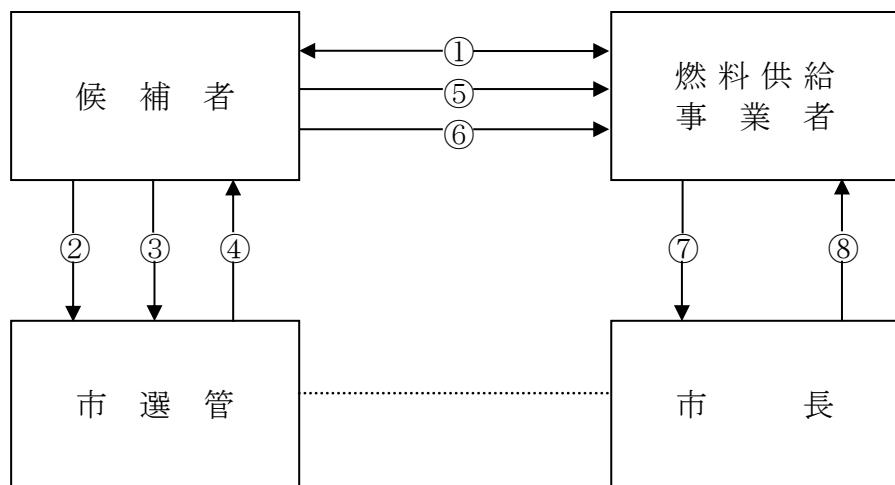
#### **選挙運動用自動車の使用の公営の流れ（レンタル方式その1） (自動車借入代及び運転手の報酬)**



順序	事項	提出先等	必要書類等
①	有償契約の締結	候補者と事業者等	契約書の作成
②	①の契約をしたことの届出	候補者から市選管へ	契約届出書 契約書の写し
③	使用證明書の提出	候補者から事業者等へ	使用證明書
④	公費負担の請求	事業者等から市長へ	請求書 請求内訳書 使用證明書
⑤	経費の支払	市長から事業者等へ	

(注) 供託物没収となった候補者のものについては、事業者等は④の請求をすることができません。

**選挙運動用自動車の使用の公営の流れ（レンタル方式その2）**  
**（燃 料 代）**



順序	事 項	提出先等	必要書類等
①	有償契約の締結	候補者と事業者	契約書の作成
②	①の契約をしたことの届出	候補者から市選管へ	契約届出書 契約書の写し
③	燃料代の確認申請	候補者から市選管へ	確認申請書
④	確認書の交付	市選管から候補者へ	
⑤	確認書の提出	候補者から事業者へ	確認書
⑥	使用証明書の提出	候補者から事業者へ	使用証明書 給油伝票の写し
⑦	公費負担の請求	事業者から市長へ	請求書 請求内訳書 使用証明書 確認書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払	市長から事業者へ	

(注) 供託物没収となった候補者のものについては、事業者は⑦の請求をすることできません。

### **3 選挙運動用のビラの作成の公営**

#### **(1) 公営の適用条件**

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で2種類以内の選挙運動用ビラ（以下「ビラ」という。）の作成に関し、公費負担となります。（条例第2条）

ただし、選挙運動費用収支報告書には、公費負担とされる作成費についても計上する必要があります。

#### **(2) 公営の適用対象**

候補者がビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成事業者」という。）と有償契約を締結しビラを作成するときは、次の範囲内で公費負担となります。（条例第6条）

##### **ビラ1枚当たりの作成単価×作成枚数=公費負担額**

なお、作成単価、作成枚数については、それぞれ公費負担となる限度が設けられています。

ア 作成単価の限度

1枚当たり8円38銭

イ 作成枚数の限度

公職選挙法第142条第1項第6号に定める枚数……4,000枚  
(2種類のビラを通じてこの枚数が上限となります。)

#### **(3) 手続の流れ**

ア 候補者は、ビラ作成事業者と有償契約を締結したときは、その旨を直ちに(立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後3日以内に) **選挙運動用ビラ作成契約届出書** (26ページ)に**契約書の写しを添えて**市選管に届け出なければなりません。

イ 候補者は、公費負担としようとするビラの作成について、公費負担の枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ビラ作成事業者ごとに**選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書** (27ページ)を市選管に提出しなければなりません。

市選管は、この申請に基づき公費負担の枚数までの**選挙運動用ビラ作成枚数確認書**を交付します。

ウ 候補者は、市選管から**選挙運動用ビラ作成枚数確認書**の交付を受けたときは、直ちにこれをビラ作成事業者に提出しなければなりません。

エ 候補者は、ビラを作成したときは**選挙運動用ビラ作成証明書** (28ページ)を作成し、ビラ作成事業者に提出しなければなりません。

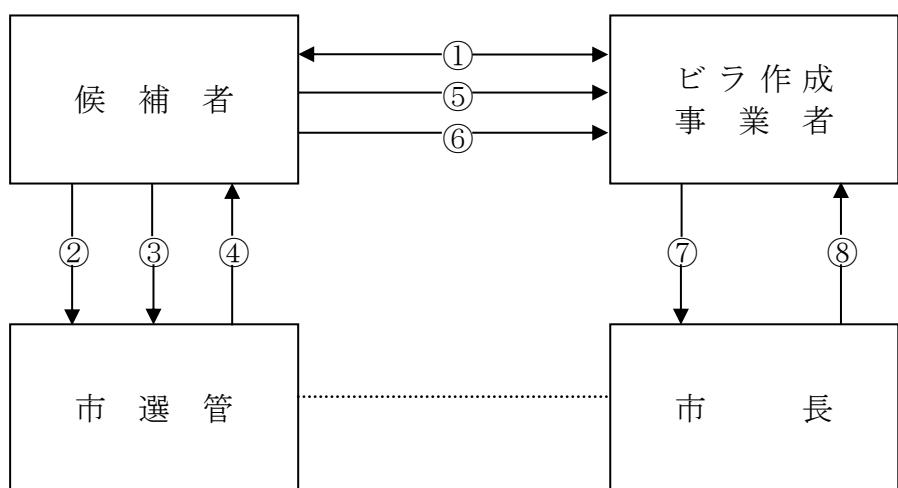
オ ビラ作成事業者は、**選挙の期日後5日以内**に市長宛に所定の経費を請求してください。この場合、**請求書・請求内訳書** (29・30ページ)に、**選挙運動用ビラ作成証明書** (エで候補者が作成したもの)及び**選挙運動用ビラ作成枚数確認書** (ウで市選管から交付を受けたもの)を添付しなければなりません。

ただし、供託物が没収される候補者のものについては、市長に請求することができません。

カ 市長は、ビラ作成事業者から請求されたときは、ビラ作成事業者に所定の経費を支払います。

以上の流れを図に表すと、次のようになります。

### 選挙運動用ビラの作成の公営の流れ



順序	事項	提出先等	必要書類等
①	有償契約の締結	候補者と事業者	契約書の作成
②	①の契約をしたことの届出	候補者から市選管へ	契約届出書 契約書の写し
③	ビラの確認申請	候補者から市選管へ	確認申請書
④	確認書の交付	市選管から候補者へ	
⑤	確認書の提出	候補者から事業者へ	確認書
⑥	作成証明書の提出	候補者から事業者へ	作成証明書
⑦	公費負担の請求	事業者から市長へ	請求書 請求内訳書 作成証明書 確認書
⑧	経費の支払	市長から事業者へ	

(注) 供託物没収となった候補者のものについては、事業者は⑦の請求をすることできません。

#### (4) 選挙運動用ビラについての注意点

ア 候補者は、法第142条第1項第6号の規定に基づき、市選管に頒布するビラを届け出る必要があります。この届出は、ビラの見本1枚（記載内容の異なるごとにそれぞれ1枚）を添え、**選挙運動用ビラ作成契約届出書**（26ページ）によらなければなりません。

イ 候補者は、法第142条第7項の規定に基づき、届け出たビラを頒布しようとする場合には、市選管が交付する証紙を貼らなければなりません。この証紙の交付を受けるには、市選管が交付する**選挙運動用ビラ証紙交付票**に頒布しようとする選挙運動用ビラの種類及び枚数を明示し、その見本1枚（記載内容の

異なるごとにそれぞれ1枚)を添え、市選管に交付の請求をしなければなりません。

## 4 選挙運動用ポスターの作成の公営

### (1) 公営の適用条件

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用ポスター（以下「ポスター」という。）の作成に関し、公費負担となります。

（条例第2条第1項）

ただし、選挙運動費用収支報告書には、公費負担とされる作成費についても計上する必要があります。

### (2) 公営の適用対象

候補者がポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成事業者」という。）と有償契約を締結しポスターを作成するときには、次の範囲内で公費負担となります。（条例第6条）

**1枚当たりの作成単価×確認枚数（作成枚数の限度内）＝公費負担額**

なお、1枚当たりの作成単価及び作成枚数は、それぞれ以下のア及びイにより、公費負担となる限度が設けられています。

ア 作成単価の限度

3,543円（586円88銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に、316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数があるときは1円とする。））

これを計算式に表すと次のようになります。

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数 (107)}}{\text{ポスター掲示場数 (107)}} = 3,543 \text{ 円}$$

イ 作成枚数の限度

107枚（ポスター掲示場の数）

ウ 公費負担の限度額

3,543円×107枚=379,101円

エ 清須市ポスター掲示場数（参考）

市内15投票区内に計107箇所（公職選挙法施行令第111条第1項）

### (3) 手続の流れ

ア 候補者は、ポスター作成事業者と有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後3日以内に）**選挙運動用ポスター作成契約届出書**（31ページ）に**契約書の写しを添えて**市選管に届け出なければなりません。

イ 候補者は、公営の適用を受けようとするポスターの作成について、公営の適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ポスター作成事業者ごとに**選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書**（32ページ）を市選管に提出しなければなりません。

市選管は、この申請に基づき公営の適用される枚数まで**選挙運動用ポスター作成枚数確認書**を交付します。

ウ 候補者は、市選管から**選挙運動用ポスター作成枚数確認書**の交付を受けたときは、直ちにこれをポスター作成事業者に提出しなければなりません。

エ 候補者は、ポスターを作成したときに**選挙運動用ポスター作成証明書**（33ページ）をポスター作成事業者に提出しなければなりません。

オ ポスター作成事業者は、**選挙の期日後5日以内**に市長宛で所定の経費を請求してください。この場合、**請求書・請求内訳書**（34・35ページ）に、**選挙運**

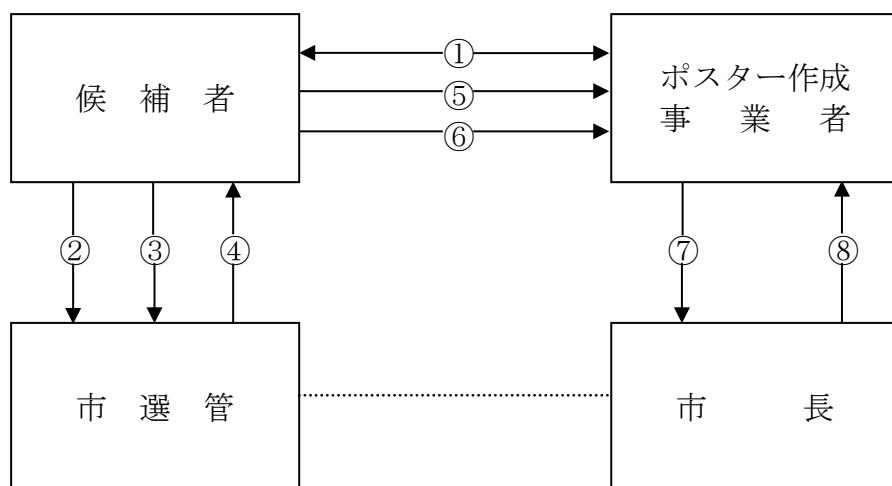
**動用ポスター作成証明書**（エで候補者が作成したもの）及び**選挙運動用ポスター作成枚数確認書**（ウで市選管から交付を受けたもの）を添付しなければなりません。

ただし、供託物が没収される候補者のものについては、市長に請求することができません。

カ 市長は、ポスター作成事業者から請求されたときは、ポスター作成事業者に所定の経費を支払います。

以上の流れを図に表すと、次のようにになります。

### 選挙運動用ポスターの作成の公営の流れ



順序	事項	提出先等	必要書類等
①	有償契約の締結	候補者と事業者	契約書の作成
②	①の契約をしたことの届出	候補者から市選管へ	契約届出書 契約書の写し
③	ポスターの確認申請	候補者から市選管へ	確認申請書
④	確認書の交付	市選管から候補者へ	
⑤	確認書の提出	候補者から事業者へ	確認書
⑥	作成証明書の提出	候補者から事業者へ	作成証明書
⑦	公費負担の請求	事業者から市長へ	請求書 請求内訳書 作成証明書 確認書
⑧	経費の支払	市長から事業者へ	

(注) 供託物没収となった候補者のものについては、事業者は⑦の請求をすることできません。

## 公営関係届出等用紙記載例

### 選挙運動用自動車関係

- 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 ..... 13
- 選挙運動用自動車使用証明書(自動車) ..... 14
- 請求書・請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・ハイヤー方式) ..... 15
- 請求書・請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・レンタル方式) ..... 17
- 自動車燃料代確認申請書 ..... 19
- 選挙運動用自動車使用証明書(燃料) ..... 20
- 請求書・請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・燃料代) ..... 21
- 選挙運動用自動車使用証明書(運転手) ..... 23
- 請求書・請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・運転手) ..... 24

### 選挙運動用ビラ関係

- 選挙運動用ビラ作成契約届出書 ..... 26
- 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 ..... 27
- 選挙運動用ビラ作成証明書 ..... 28
- 請求書・請求内訳書(選挙運動用ビラの作成) ..... 29

### 選挙運動用ポスター関係

- 選挙運動用ポスター作成契約届出書 ..... 31
- 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 ..... 32
- 選挙運動用ポスター作成証明書 ..... 33
- 請求書・請求内訳書(選挙運動用ポスターの作成) ..... 34

【候補者 → 市選管】

## 選挙運動用自動車の使用の契約届出書

※ 押印をする場合、契約書に押印した印鑑を使用してください。

令和8年4月〇日

清須市選挙管理委員会委員長 増田 温美 様

令和8年4月19日執行清須市議会議員一般選挙

※ 契約書の日付と同一日になります。

※ 選挙運動期間中の年月日を記載してください。

候補者 ○○○○(戸籍名を記入) 印

※ 自署する場合、押印は不要です。

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

### 1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 ← ハイヤー方式の場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和8年〇月〇日	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 △△△△(法人名又は氏名) 代表者〇〇〇〇(法人の場合) 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇	令和8年〇月〇日 ～ 令和8年〇月〇日	円 〇〇,〇〇〇	
令和8年 月 日	電話	令和8年 月 日 ～ 令和8年 月 日	円	
令和8年 月 日	電話	令和8年 月 日 ～ 令和8年 月 日	円	

### 2 1に掲げる場合以外の場合 ← レンタル方式の場合

※ 契約書と同一の内容を記載してください。

項目区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和8年〇月〇日	記載方法は、「1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合」と同じです。 電話	令和8年〇月〇日 ～ 令和8年〇月〇日	円 〇〇,〇〇〇	
	令和8年 月 日	電話	令和8年 月 日 ～ 令和8年 月 日	円	
運転手の雇用	令和8年〇月〇日	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 △△△△(運転手本人氏名) 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇	令和8年〇月〇日 ～ 令和8年〇月〇日	円 〇〇,〇〇〇	
	令和8年 月 日	電話	令和8年 月 日 ～ 令和8年 月 日	円	
燃料代	令和8年〇月〇日	記載方法は、「1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合」と同じです。 電話		円 〇〇,〇〇〇	
	令和8年 月 日	電話		円	

備考 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 「2」の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては選挙運動用の自動車登録番号を記載してください。

3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

【候補者 → 事業者 → 市選管】

※ ハイヤー方式、レンタル方式共通。運送事業者等ごとに作成してください。

### 選挙運動用自動車使用証明書

(自動車)

※ 押印をする場合、契約書に押印した印鑑を使用してください。

次のとおり選挙運動用自動車を使用するものであることを証明します。

令和8年4月〇日

令和8年4月19日執行清須市議会議員一般選挙

※該当する区分に  
「〇」をつけてください。

候補者 〇〇〇〇(戸籍名を記入) 印

※ 自署する場合、押印は不要です。

運送等契約区分 (該当する方の番号に 〇をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 (ハイヤー方式)	2 左に掲げる場合以外の場合 (レンタル方式)	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 △△△△(法人名又は氏名) 代表者〇〇〇〇(法人の場合)		
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備考
	令和8年〇月〇日	〇〇,〇〇〇円	
	令和8年月日	円	
	令和8年日日	円	
	※選挙運動期間中の年月日 を記載してください。	円	
	令和8年月日	円	
	令和8年月日	円	
	令和8年月日	円	

#### 備考

- この証明書は、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、清須市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。  
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円  
(2) (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、清須市に支払を請求することはできません。

【事業者 → 市選管】

※ ハイヤー方式の場合に使用してください。

## 請求書

(選挙運動用自動車の使用・ハイヤー方式)

※ 押印をする場合、契約書に押印した印鑑を使  
用してください。  
令和8年4月〇日

また、法人の場合は、法人印及び代表者印を  
押印してください。

清須市長様

氏名又は名称及び住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号  
並びに法人にあっては △△△△ (法人名又は氏名)  
その代表者の氏名 代表者○○○○ (法人の場合) 印  
※ 自署する場合、押印は不要です。  
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例

第4条第1項の規定により、次の金額の支払を請求します。※ 「請求金額」欄は、訂正印による訂正

1 請求金額	ができませんので注意してください。 〇〇〇,〇〇〇円		
2 内訳	別紙請求内訳書のとおり		
3 選挙の種類	令和8年4月19日執行清須市議会議員一般選挙		
4 候補者の氏名	〇〇〇〇 (戸籍名を記入)		
5 振込先	金融機関	〇〇〇	銀行 金庫 農協 〇〇〇 店
	預金種目	普通 ・ 当座	(いずれかに〇をしてください。)
	口座番号	00000000	
	フリガナ 口座名義人	※ 該当する区分に 「〇」を付けてください。	〇〇〇〇 (カタカナ) 〇〇〇〇

### 備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給事業者から給油の際に受領したもの)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託金を没収された場合には、清須市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 押印については、法人にあっては法人印と代表者印の両方が必要です。また、印は契約書と同一のものである必要があります。
- この請求書は、自動車、燃料、運転手の各経費について共通の様式です。

## 請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備 考
令和8年 ○月 ○日	○○, ○○○円	64,500円	○○, ○○○円	
令和8年 月 日	↑ 円	64,500円	↑ 円	
※ 記載内容は、P. 17 「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」の「運送等年月日」及び「運送等金額」と一致します。	円	64,500円	円	
令和8年 月 日	円	64,500円	円	※ 1円未満の端数が生じる場合は、1日ごとに1円未満を切り捨ててください。
令和8年 月 日	円	64,500円	円	
令和8年 月 日	円	64,500円	円	
計			円	

## 備考

- 1 「請求金額」欄には、使用した日について(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 2 「請求金額」の端数処理は、1日ごとに1円未満を切り捨ててください。

【事業者 → 市選管】

※ レンタル方式の場合に使用してください。

## 請求書

(選挙運動用自動車の使用・自動車の借入れ)

※ 押印をする場合、契約書に押印した印鑑を使  
用してください。 令和8年4月〇日

また、法人の場合は、法人印及び代表者印を  
押印してください。

清須市長様

氏名又は名称及び住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号  
並びに法人にあっては △△△△ (法人名又は氏名)  
その代表者の氏名 代表者○○○○ (法人の場合) 印  
※ 自署する場合、押印は不要です。

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例

第4条第1項の規定により、次の金額の支払を請求します※ 「請求金額」欄は、訂正印による訂正が

1 請求金額	できませんので注意してください。 〇〇〇,〇〇〇円		
2 内訳	別紙請求内訳書のとおり		
3 選挙の種類	令和8年4月19日執行清須市議会議員一般選挙		
4 候補者の氏名	〇〇〇〇 (戸籍名を記入)		
5 振込先	金融機関	〇〇〇	銀行 金庫 農協 〇〇〇 店
	預金種目	普通 ・ 当座	(いずれかに〇をしてください。)
	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇	
	フリガナ 口座名義人	※ 該当する区分に 「〇」を付けてくだ さい。	〇〇〇〇 (カタカナ) 〇〇〇〇

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給事業者から給油の際に受領したもの)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託金を没収された場合には、清須市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 押印については、法人にあっては法人印と代表者印の両方が必要です。また、印は契約書と同一のものである必要があります。
- この請求書は、自動車、燃料、運転手の各経費について共通の様式です。

## 請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

## (1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備 考
令和8年 ○月 ○日	○○, ○○○円	1 6, 1 0 0 円	○○, ○○○円	
令和8年 月 日	円	1 6, 1 0 0 円	円	
令和8年 月 日	円	1 6, 1 0 0 円	※ 1 円未満の端数が生じる場合、1日ごとに1円未満を切り捨ててください。	
※ 記載内容は、P17「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」の「運送等年月日」及び「運送等金額」と一致します。				
令和8年 月 日	円	1 6, 1 0 0 円	円	
令和8年 月 日	円	1 6, 1 0 0 円	円	
令和8年 月 日	円	1 6, 1 0 0 円	円	
計				円

## 備考

- 1 「請求金額」欄には、使用した日について(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 2 「請求金額」の端数処理は、1日ごとに1円未満を切り捨ててください。

【候補者 → 市選管】

※ レンタル方式の場合に使用してください。燃料供給事業者ごとに作成してください。

確認番号

—

自動車燃料代確認申請書

令和8年4月〇日

※ 押印をする場合、契約書に押印した印鑑を使用してください。

清須市選挙管理委員会委員長 増田 温美 様

令和8年4月19日執行清須市議会議員一般選挙

候補者 〇〇〇〇 (戸籍名を記入) 印

※ 自署する場合、押印は不要です。

次の自動車燃料代につき、清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例第4条第1項第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 令和〇年〇月〇日 ※ 契約書と同一の日付を記載してください。

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

△△△△ (法人名又は氏名)

代表者〇〇〇〇 (法人の場合)

※ 契約金額かつ52,920円以内で記載してください。

3 確認申請金額

〇〇〇, 〇〇〇円

区分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	□□, □□□円	※ 金額は一致します。 <u>〇〇, 〇〇〇円</u>
今回の購入金額 (b)	□□, □□□円	<u>〇〇, 〇〇〇円</u>
燃料代計 (a) + (b)	□□, □□□円	<u>〇〇, 〇〇〇円</u>
備考		※ 52,920円を超えてはいけません。

備考

- この申請書は、燃料供給事業者ごとに別々に候補者から提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給事業者から購入した金額も含めて記載してください。

【候補者 → 事業者 → 市選管】

※ レンタル方式の場合に使用してください。燃料供給事業者ごとに作成してください。

### 選挙運動用自動車使用証明書

(燃料)

※ 押印をする場合、契約書に押印した印鑑を使用してください。

次のとおり選挙運動用自動車燃料を使用するものであることを証明します。

令和8年4月〇日

令和8年4月19日執行清須市議会議員一般選挙

※ 選挙運動期間中の年月日  
を記載してください。

候補者 〇〇〇〇 (戸籍名を記入) 印

※ 自署する場合、押印は不要です。

燃料供給事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 △△△△ (法人名又は氏名) 代表者〇〇〇〇 (法人の場合)			
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和8年〇月〇日	尾張小牧〇〇〇 わ〇〇-〇〇	〇〇.〇リットル	〇〇,〇〇〇円	
令和8年 月 日		リットル	円	
令和8年 月 日		リットル	円	
令和8年 月 日		リットル	円	
令和8年 月 日		リットル	円	
令和8年 月 日		リットル	円	

#### 備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて燃料供給事業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給事業者から給油の際に受領したもの）の写しを添えて、候補者から燃料供給事業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給事業者が清須市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給事業者は、清須市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給事業者に提出された確認書に記載された金額までです。

【事業者 → 市選管】

※ レンタル方式の場合に使用してください。

## 請求書

(選挙運動用自動車の使用・燃料代)

※ 押印をする場合、契約書に押印した印鑑を使  
用してください。 令和8年4月〇日

また、法人の場合は、法人印及び代表者印を  
押印してください。

清須市長様

氏名又は名称及び住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号  
並びに法人にあっては △△△△ (法人名又は氏名)  
その代表者の氏名 代表者○○○○ (法人の場合) 印  
※ 自署する場合、押印は不要です。  
電話番号 ○○○-○○○-○○○

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例

第4条第1項の規定により、次の金額の支払を請求します。※ 「請求金額」欄は、訂正印による訂正

1	請求金額	ができますので注意してください。 ○○○,○○○円		
2	内訳	別紙請求内訳書のとおり		
3	選挙の種類	令和8年4月19日執行清須市議会議員一般選挙		
4	候補者の氏名	○○○○ (戸籍名を記入)		
5 振込先	金融機関	○○○	銀行 金庫 農協	○○○ 店
	預金種目	普通・当座	(いずれかに○をしてください。)	
	口座番号	※該当する区分に「○」 を付けてください。	○○○○○○○○	
	フリガナ 口座名義人		○○○○ (カタカナ) ○○○○	

### 備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合は、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給事業者から給油の際に受領したもの)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託金を没収された場合には、清須市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 押印については、法人にあっては法人印と代表者印の両方が必要です。また、印は契約書と同一のものである必要があります。
- この請求書は、自動車、燃料、運転手の各経費について共通の様式です。

## 請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

## (2) 燃料代

販 売 年 月 日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売単価(a)	販売量(b)	販売金額(a)×(b)	備考
令和8年〇月〇日	尾張小牧〇〇〇 わ〇〇-〇〇	〇〇〇円	〇〇.〇リットル	〇〇,〇〇〇円	
令和8年 月 日		円	リットル	円	
令和8年 月 日	※ 記載内容は、P. 23 「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)」の「燃料供給量」及び「燃料供給金額」と一致します。		リットル	円	
令和8年 月 日		円	リットル	一	※ 1円未満の端数が生じる場合は、1日ごとに1円未満を切り捨ててください。
令和8年 月 日		円	リットル	円	
令和8年 月 日		円	リットル	円	
計				(ア) 円	
確認書に記載された額の合計				(イ) 円	
請 求 金 額				円	

## 備考

- 1 「請求金額」には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「販売単価(a)」欄、「販売量(b)」欄及び「販売金額(a)×販売量(b)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 「販売金額」の端数処理は、1日ごとに1円未満を切り捨ててください。

【候補者 → 事業者 → 市選管】

※ レンタル方式の場合に使用してください。運転手ごとに作成してください。

### 選挙運動用自動車使用証明書

(運転手)

※ 押印をする場合、契約書に押印した印鑑を使用してください。

次のとおり選挙運動用自動車運転手を使用するものであることを証明します。

令和8年4月〇日

令和8年4月19日執行清須市議会議員一般選挙

※ 選挙運動期間中の年月  
日を記載してください。

※ 契約書と同じ内容  
を記載してください。

候補者 ○○○○(戸籍名を記入) 印

※ 自署する場合、押印は不要です。

運転手の住所及び氏名	住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号 △△△△(氏名)	
雇用年月日	報酬の額	備考
令和8年〇月〇日	〇〇,〇〇〇円	
令和8年 月 日	円	

#### 備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が清須市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、清須市に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、候補者から選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 6 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定した1人のみについて記載してください。
- 7 5の場合には、候補者の指定した運転手以外の運転手は、清須市に支払を請求することはできません。

## 【事業者 → 市選管】

※ レンタル方式の場合に使用してください。

## 請 求 書

(選挙運動用自動車の使用・運転手)

※ 押印をする場合、契約書に押印した印鑑を使  
用してください。 令和8年4月〇日また、法人の場合は、法人印及び代表者印を  
押印してください。

清須市長様

氏名又は名称及び住所 OO県OO市OO町OO丁目OO番OO号  
 並びに法人にあっては △△△△ (法人名又は氏名)  
 その代表者の氏名 代表者OOOO (法人の場合) 印  
 電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇  
 ※ 自署する場合、押印は不要です。

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例  
 第4条第1項の規定により、次の金額の支払を請求します。※ 「請求金額」欄は、訂正印による訂正  
 ができますので注意してください。

1 請 求 金 額	000,000円		
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり		
3 選 挙 の 種 類	令和8年4月19日執行清須市議会議員一般選挙		
4 候補者の氏名	OOOO (戸籍名を記入)		
5 振込先	金融機関	000	銀行 金庫 農協 000 店
	預金種目	普通・当座	(いずれかに○をしてください。)
	口座番号	0000000	
	フリガナ 口座名義人	※ 該当する区分に 「〇」を付けてくだ さい。	0000 (カタカナ) 0000

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合は、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給事業者から給油の際に受領したもの)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託金を没収された場合には、清須市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 押印については、法人にあっては法人印と代表者印の両方が必要です。また、印は契約書と同一のものである必要があります。
- この請求書は、自動車、燃料、運転手の各経費について共通の様式です。

## 請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との運送契約により自動車を使用した場合)

## (3) 運転手

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備 考
令和8年 ○月 ○日	○○, ○○○円	1 2, 5 0 0 円	○○, ○○○円	
令和8年	※ 記載内容は、P. 26 「選挙運動用自動車 使用証明書(運転手)」の「雇用年月日」及 び「報酬の額」と一致します。	田 5 0 0 円		円
令和8年		5 0 0 円		※ 1 円未満の端数が生じる場合 は、1 日ごとに1 円未満を切り 捨ててください。
令和8年 月 日	円	1 2, 5 0 0 円	円	
令和8年 月 日	円	1 2, 5 0 0 円	円	
令和8年 月 日	円	1 2, 5 0 0 円	円	
令和8年 月 日	円	1 2, 5 0 0 円	円	
計				円

## 備考

- 1 「請求金額」欄には、使用した日について(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 2 「請求金額」の端数処理は、1 日ごとに1 円未満を切り捨ててください。

## 選挙運動用ビラ作成契約届出書

※ 押印をする場合、契約書に押印した印鑑を使用してください。

令和8年4月〇日

清須市選挙管理委員会委員長 増田 温美 様

令和8年4月19日執行清須市議会議員一般選挙

※ 契約書の日付と同一  
日になります。

※ 契約書と同一の内容  
を記載してください。

候補者 ○○○○ (戸籍名を記入) ▶ 印

※ 自署する場合、押印は不要です。

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名 △△△△ (法人名又は氏名) 代表者○○○○ (法人の場合)	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和8年〇月〇日	○○県○○市○○町○丁目○番○号 △△△△ (法人名又は氏名) 代表者○○○○ (法人の場合)  電話○○○-○○○-○○○○	枚 0, 000	円 000, 000	
令和8年 月 日	電話 - -	枚	円	
令和8年 月 日	電話 - -	枚	円	
令和8年 月 日	電話 - -	枚	円	

備考 契約届出書には契約書の写しを添付してください。

【候補者 → 市選管】

※ ビラ作成業者ごとに作成してください。

選挙運動用ビラ作成枚数  
確 認 申 請 書

確 認 番 号

—

令和8年4月〇日

清須市選挙管理委員会委員長 増田 温美 様

※ 押印をする場合、契約書に押印した印鑑を使  
用してください。

令和8年4月19日執行清須市議会議員一般選挙

候補者 〇〇〇〇 (戸籍名を記入) 印

※ 自署する場合、押印は不要です。

次のビラ作成枚数につき、清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例第5条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 令和〇年〇月〇日 ← ※ 契約書と同一の日付を記載してください。

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

△△△△ (法人名又は氏名) 代表者〇〇〇〇 (法人の場合)

※ 契約枚数(4,000枚を超える場合は4,000枚)を記載してください。

3 確認申請枚数

〇〇〇 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累積枚数 (a)	□□□ 枚	※ 枚数は一致します。〇〇〇 枚
今 回 の 枚 数 ( b )	□□□ 枚	〇〇〇 枚
枚 数 計 ( a ) + ( b )	□□□ 枚	〇〇〇 枚
備 考		

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者から提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」欄には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

※ 4,000枚を超えて  
はいけません。

【候補者 → 事業者 → 市選管】

※ ビラ作成業者ごとに作成してください。

### 選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。  
令和8年4月〇日

※押印をする場合、契約書  
に押印した印鑑を使用  
してください。

令和8年4月19日執行清須市議会議員一般選挙

候補者〇〇〇〇(戸籍名を記入)印

※自署する場合、押印は不要です。

ポスター作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 △△△△(法人名又は氏名) 代表者〇〇〇〇(法人の場合)
作成枚数	〇〇〇枚
作成金額	〇〇〇,〇〇〇円
備考	

#### 備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が清須市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、清須市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - 枚数  
4,000枚
  - 限度額  
8円38銭(単価) × 確認された作成枚数 = 限度額 (1円未満の端数は切り捨てる。)

【事業者 → 市選管】

## 請 求 書

(選挙運動用ビラの作成)

※ 押印をする場合、契約書に押印した印鑑を使用してください。  
また、法人の場合は、法人印及び代表者印を押印してください。

令和8年4月 ○ 日

清須市長様

氏名又は名称及び住所 OO県OO市OO町Q丁目O番O号  
並びに法人にあっては △△△△ (法人名又は氏名)  
その代表者の氏名 代表者OOOO (法人の場合) 印

※ 自署する場合、押印は不要です。

※ 「請求金額」欄は、訂正印による  
訂正ができませんので注意してく  
ださい。

電 話 番 号 000-000-000

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1	請 求 金 額	000, 000円
2	内 訳	別紙請求内訳書のとおり
3	選 挙 の 種 類	令和8年4月19日執行清須市議会議員一般選挙
4	候補者の氏名	OOOO (戸籍名を記入)
5 振込先	金融機関	000 銀行 金庫 農協 000 店
	預金種目	普通・当座 (いずれかに○をしてください。)
	口座番号	00000000
	フリガナ 口座名義人	0000 (カタカナ) ※ 該当する区分に「〇」 をつけてください。 0000

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、清須市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。

【事業者 → 市選管】

\* 記載内容は、「選挙運動用ビラ作成証明書」の「作成枚数」及び「作成金額」と一致します。

### 請 求 内 訳 書

(選挙運動用ビラの作成)

\* 1円未満の端数が生じる場合は、1円未満を切り捨ててください。

区 分	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	備 考
作成金額	○, ○○○円	○○○枚	○○○, ○○○円	
基準限度額	8. 38 円	4, 000 枚	33, 520 円	
請求金額	△, △△△円	△△△枚	△△△, △△△円	

#### 備考

- 1 基準限度額の枚数には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 請求金額の単価欄には、作成金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 請求金額の枚数欄には、作成金額の枚数と基準限度額の枚数とを比較して少ないほうの枚数を記載してください。
- 4 請求金額の金額欄の端数処理は、1円未満を切り捨ててください。

## 選挙運動用ポスター作成契約届出書

\* 押印をする場合、契約書に押印した印鑑を使  
用してください。

令和8年4月 ○ 日

清須市選挙管理委員会委員長 増田 温美 様

令和8年4月19日執行清須市議会議員一般選挙

\* 契約書の日付と同一  
日になります。

\* 契約書と同一の内容  
を記載してください。

候補者 ○○○○ (戸籍名を記入) ▶ 印

※ 自署する場合、押印は不要です。

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契 約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和8年 ○月○日	○○県○○市○○町○丁目○番○号 △△△△ (法人名又は氏名) 代表者○○○○ (法人の場合)  電話○○○-○○○-○○○○	枚 0, 000	円 000, 000	
令和8年 月 日	電話	枚	円	
令和8年 月 日	電話	枚	円	
令和8年 月 日	電話	枚	円	

備考 契約届出書には契約書の写しを添付してください。

【候補者 → 市選管】

※ ポスター作成業者ごとに作成してください。

選挙運動用ポスター作成枚数  
確 認 申 請 書

確 認 番 号

—

令和8年4月 ○ 日

※押印をする場合、契約書  
に押印した印鑑を使用  
してください。

令和8年4月19日執行清須市議会議員一般選挙

候補者 ○○○○ (戸籍名を記入) ▼ 印

※自署する場合、押印は不要です。

次のポスター作成枚数につき、清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例第5条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

※ 契約書と同一の日付  
を記載してください。

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

○○県○○市○○町○丁目○番○号

△△△△ (法人名又は氏名) 代表者○○○○ (法人の場合)

3 確認申請枚数

○○○ 枚

※ 契約枚数 (107枚を  
超える場合は107枚)  
を記載してください。

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累積枚数 (a)	□□□ 枚	○○○ 枚 ※枚数は一致します。
今 回 の 枚 数 ( b )	□□□ 枚	○○○ 枚
枚 数 計 ( a ) + ( b )	□□□ 枚	○○○ 枚
備 考		※ ポスター掲示場数 (107) を超えてはいけません。

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに作成し、別々に候補者から提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」欄には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

【候補者 → 業者 → 市選管】

※ ポスター作成業者ごとに作成してください。

### 選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。  
※ 押印をする場合、契約書に押印した印鑑を使用してください。

令和8年4月〇日

令和8年4月19日執行清須市議会議員一般選挙

候補者〇〇〇〇(戸籍名を記入)印

※ 自署する場合、押印は不要です。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 △△△△(法人名又は氏名) 代表者〇〇〇〇(法人の場合)
作成枚数	〇〇〇枚
作成金額	〇〇〇,〇〇〇円
ポスター掲示場数	107箇所

#### 備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が清須市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、清須市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

##### (1) 枚数

107枚(ポスター掲示場の数)

##### (2) 限度額

単価×確認された作成枚数=限度額

316,250円+586円88銭×ポスター掲示場数(107)

ポスター掲示場数(107)

1円未満の端数があるときは切上げ

【事業者 → 市選管】

## 請 求 書

(選挙運動用ポスターの作成)

※ 押印をする場合、契約書に押印した印鑑を使用してください。  
また、法人の場合は、法人印及び代表者印を押印してください。

令和8年4月〇日

清須市長様

氏名又は名称及び住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
並びに法人にあっては △△△△ (法人名又は氏名)  
その代表者の氏名 代表者〇〇〇〇 (法人の場合) 印  
電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇  
※自署する場合、押印は不要です。

※ 「請求金額」欄は、訂正印による訂正ができませんので注意してください。

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1	請 求 金 額	000, 000円		
2	内 訳	別紙請求内訳書のとおり		
3	選 挙 の 種 類	令和8年4月19日執行清須市議会議員一般選挙		
4	候補者の氏名	〇〇〇〇 (戸籍名を記入)		
5 振込先	金融機関	〇〇〇	銀行 金庫 農協	〇〇〇 店
	預金種目	普通	・ 当座	(いずれかに〇をしてください。)
	口座番号		00000000	
	フリガナ 口座名義人		〇〇〇〇 (カタカナ) 〇〇〇〇	

### 備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 押印については、法人にあっては法人印と代表者印の両方が必要です。また、印は契約書と同一のものである必要があります。
- 候補者が供託物を没収された場合には、清須市に支払を請求することはできません。

※ 該当する区分に「〇」  
をつけてください。

## 【事業者 → 市選管】

※ 記載内容は、P. 36 「選挙運動用ポスター作成証明書」の「作成枚数」及び「作成金額」と一致します。

請 求 内 訳 書  
(選挙運動用ポスターの作成)

※ 1円未満の端数が生じる場合は、1円未満を切り捨ててください。

選挙区（選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数				
区分	単価（A）	枚数（B）	金額（A）×（B）=（C）	備考
作成金額	0, 000円	000枚	000, 000円	
基準限度額	3, 543円	107枚	379, 101円	
請求金額	△, △△△円	△△△枚	△△△, △△△円	

## 備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 基準限度額の「単価」欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 586 \text{ 円 } 88 \text{ 錢} \times \text{ポスター掲示場数 (107)}}{\text{ポスター掲示場数 (107)}} = \text{作成単価の限度 (3,543 円)}$$

- 3 基準限度額の「枚数」欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 請求金額の「単価」欄には、印刷金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 請求金額の「枚数」欄には、印刷金額の枚数と基準限度額の枚数とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 6 請求金額の「金額」欄の端数処理には、1円未満を切り捨ててください。

## 各種契約書の書式例に係る記載例

### 選挙運動用自動車関係

- 選挙運動用自動車賃貸借契約書(例) ..... 37
- 選挙運動用自動車燃料壳買契約書(例) ..... 38
- 選挙運動用自動車運転手雇用契約書(例) ..... 39

### 選挙運動用ビラ関係

- 選挙運動用ビラ作成請負契約書(例) ..... 40

### 選挙運動用ポスター関係

- 選挙運動用ポスター作成請負契約書(例) ..... 41

## 選挙運動用自動車賃貸借契約書（例）

賃借人（候補者名）〇〇〇〇（戸籍名を記入）を甲とし、賃貸人を乙として、甲乙両当事者間において、令和8年4月19日執行の清須市議会議員一般選挙における選挙運動用自動車の使用について、次のとおり賃貸借契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる自動車を貸付け、甲はこれに対して賃料を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により清須市に帰属することとなる場合においては、清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例に定める手続により、甲の支払うべき金額のうち当該条例の定める金額を清須市長に対し請求するものとする。

(1) 車種 （車名など） \* 選挙運動期間となります。

(2) 登録番号 （車両のナンバー）

2 自動車の賃貸借期間は、令和8年4月〇日から令和8年4月〇日までとする。

3 賃貸借料は、1日につき金 〇〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額金 〇〇円）とし、総額金 〇〇〇,〇〇〇円とする。

\* 16,100円が公営の限度額となります。

4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和〇年〇月〇日 \* 契約は、告示日以前でもできます。

甲 住所  
(賃借人)  
氏名（候補者） 〇〇〇〇（戸籍名を記入） 印

乙 住所  
(賃貸人)  
氏名（名称及び代表者氏名） 印

### 備考

- 自動車の賃貸借期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間ににおいて賃貸借する期間とすること。したがって、立候補の届出前から賃貸借していても、この契約書にはその期間を含めないこと。
- 賃貸人が市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 賃貸人が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

## 選挙運動用自動車燃料売買契約書（例）

買主（候補者名）〇〇〇〇（戸籍名を記入）を甲とし、売主を  
乙として、甲乙両当事者間において、令和8年4月19日執行の清須市議会議員一般選挙  
における選挙運動用自動車の燃料について、次のとおり売買契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる期間燃料を供給し、甲はこれに対して代金を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により清須市に帰属することとなる場合においては、清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例に定める手続により、甲の支払うべき金額のうち当該条例の定める金額を清須市長に対し請求するものとする。

※ 選挙運動期間となります。

(1) 燃料の種類 (ガソリン、軽油等)

(2) 期間 令和8年4月〇日から令和8年4月〇日までとする。

2 売買代金は、1リットルにつき金 〇〇〇.〇円（消費税及び地方消費税額金 〇.〇円）  
とする。ただし、総契約量 〇〇〇リットル、総額金 〇〇,〇〇〇円の範囲内とする。

3 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

※ 53,900円  
が公営の限度額と  
なります。

令和〇年〇月〇日 ※ 契約は、告示日以前でもできます。

甲 住所		
(買主)	氏名（候補者）	<u>〇〇〇〇（戸籍名を記入）</u>
乙 住所		印
(売主)	氏名（名称及び代表者氏名）	印

### 備考

- 1 燃料の売買期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において供給する期間とすること。
- 2 売主が市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 売主が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

## 選挙運動用自動車運転手雇用契約書（例）

※ 運転手として契約をする個人名を記載してください。

雇用人（候補者名）〇〇〇〇（戸籍名を記入）を甲とし、被雇用人 〇〇〇〇 を乙として、甲乙両当事者間において、令和8年4月19日執行の清須市議会議員一般選挙における選挙運動用自動車の運転について、次のとおり雇用に関する契約を締結する。

1 甲は、乙を選挙運動用自動車の運転手として雇用し、その報酬を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により清須市に帰属することとなる場合においては、清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例に定める手続により、甲の支払うべき金額のうち当該条例の定める金額を清須市長に対し請求するものとする。※選挙運動期間となります。

2 運転手の雇用期間は、令和8年4月〇日から令和8年4月〇日までとする。

3 報酬の額は、1日につき金〇〇,〇〇〇円とし、総額金〇〇〇,〇〇〇円とする。

4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

※ 12,500円が公営の限度額となります。

令和〇年〇月〇日 ※ 契約は、告示日以前でもできます。

甲 住所  
(雇用人)  
氏名（候補者） 〇〇〇〇（戸籍名を記入） 印

乙 住所  
(被雇用人)  
氏名（名称及び代表者氏名） 印

### 備考

- 1 運転手の雇用期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間ににおいて雇用する期間とすること。したがって、立候補の届出前から雇用していても、この契約書にはその期間を含めないこと。
- 2 運転手（被雇用人）が市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

取入  
印印  
印紙

## 選挙運動用ビラ作成請負契約書（例）

発注者（候補者名）〇〇〇〇（戸籍名を記入）を甲とし、請負者を乙として、甲乙両当事者間において、令和8年4月19日執行の清須市議会議員一般選挙における選挙運動用ビラの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

1 甲は、乙に対して、次に掲げるビラを発注し、乙はこれに対して請負うものとする。

(1) 規格 〇〇 cm × 〇〇 cm

(2) 数量 〇〇〇 枚 ※ 4, 〇〇〇枚が公営の限度枚数となります。

(3) 納期 令和〇年〇月〇日 ※ 告示日前でも可能ですが、契約日以後となります。

2 請負代金は、1枚につき金〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額金〇〇〇円）とし、総額金〇〇〇,〇〇〇円とする。※ 公営の限度額は@8円38銭

3 乙は、納期限内にビラを作成し、甲に引渡しをしなければならない。

4 甲は、前項の規定により、ビラの引渡しがあった後、乙に対して代金を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により清須市に帰属することとなる場合においては、清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例に定める手続により、甲の支払うべき金額のうち当該条例の定める金額を清須市長に対し請求するものとする。

5 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和〇年〇月〇日 ※ 契約は、告示日以前でもできます。

甲	住所		
(発注者)			
		氏名（候補者）	〇〇〇〇（戸籍名を記入）
乙	住所		
(請負者)			
		氏名（名称及び代表者氏名）	印

### 備考

- ビラ作成業者（請負者）が市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- ビラ作成業者（請負者）が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

取入  
印印  
印紙

## 選挙運動用ポスター作成請負契約書（例）

発注者（候補者名）〇〇〇〇（戸籍名を記入）を甲とし、請負者を乙として、甲乙両当事者間において、令和8年4月19日執行の清須市議会議員一般選挙における選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

1 甲は、乙に対して、次に掲げるポスターを発注し、乙はこれに対して請負うものとする。

(1) 規格 〇〇 cm × 〇〇 cm ※ ポスター掲示場の数（107）が公営の限度枚数となります。

(2) 数量 〇〇〇 枚

(3) 納期 令和〇年〇月〇日 ※ 告示日前でも可能ですが、契約日以後となります。

2 請負代金は、1枚につき金〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額金〇〇〇円）とし、総額金〇〇〇,〇〇〇円とする。※ 公営の限度額は@3,543円

3 乙は、納期限内にポスターを作成し、甲に引渡しをしなければならない。

4 甲は、前項の規定により、ポスターの引渡しがあった後、乙に対して代金を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により清須市に帰属することとなる場合においては、清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例に定める手続により、甲の支払うべき金額のうち当該条例の定める金額を清須市長に対し請求するものとする。

5 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和〇年〇月〇日 ※ 契約は、告示日以前でもできます。

甲 住所  
(発注者)  
氏名（候補者） 〇〇〇〇（戸籍名を記入） 印

乙 住所  
(請負者)  
氏名（名称及び代表者氏名） 印

### 備考

- 1 ポスター作成業者（請負者）が市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 2 ポスター作成業者（請負者）が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

